特定地域サービスの基本的な枠組みについて

１．考え方

特定地域サービスは、中山間・人口減少地域において、人材確保等の方策等自治体が必要な施策を講じた上で、それでもなお、介護サービス提供体制の維持のためにやむを得ない場合、中山間・人口減少地域に限定して特例的なサービス提供を行うもの。

２．対象となる介護サービス事業所

（１）対象となる事業所

○　都道府県が定める特定地域に所在する事業所

※　特例介護サービス費（基準該当サービス費等）と同様に、市町村に事前登録を行うことを想定

（２）対象介護サービス

①居宅サービス（予防を含む）

：訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護

②施設サービス

：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

③居宅介護支援、介護予防支援

３．特定地域サービスの特徴

○　事業所の存続に影響する職種に関する配置運営基準の弾力化

※　省令で定める基準をもとに、都道府県が条例で基準を策定

○　国が指定居宅サービスよりも高い水準で定める額を基準として、市町村は報酬設定が可能

※　包括報酬の枠組みの適用、又は、かかり増し経費の手当

４．特定地域サービスの利用における枠組み

○　利用者負担、区分支給限度額についても、特例介護サービス費（基準該当サービス等）と同様の取扱い。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1-1「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（改正法に基づく新たなサービスの枠組み）」 p.9 より